

法令及び判例ニュース
(n.º 04-08)

A.- ニュース

1. - 経済成長促進計画 (PAC – PROGRAMA DE ACELERAÇÃO DE CRESCIMENTO)の税務奨励策(REIDI)

今年末に行われる地方選挙を視野に入れて、ルーラ大統領は各地を訪問し、PAC の諸工事開始式典で、同計画の経済成長への貢献と重要性をアピールしている。

PAC 工事に対する税務奨励策が、昨年 6 月に発表されているが、今後の基礎設備向け、機器とサービス提供を目的とした応札に重要なアイテムとなる判断から大要を下記の通り纏めてた。

奨励策は 2007 年 6 月 15 日付 法令(Lei n.º 11.488)で REIDI (略字) – Regime Especial de Incentivos para o Desenvolvimento da Infra-Estrutura (基礎設備促進向け特別奨励策)に規定されている。

同奨励策の対象者は関係官庁が承認した、運輸(Transportes)、港(Portos)、エネルギー(Energia)、基礎衛生(Saneamento básico)と灌漑(Irrigação)分野の基礎設備(Infra-Estrutura)工事の設置計画書を持つ法人となっている。

REIDI への加入申請条件は、大蔵省ブラジル連邦納税局(Secretaria da Receita do Brasil)の管理下にある税金と納入金を完納している法人で、申請の様式とその他詳細は行政令で規定される。

税務奨励内容は:

A.- 税務奨励の供与が認められた法人が、固定資産向けの基礎設備工事へ使用或は合体(Incorporação)される新しい機械(máquina)、機器(Aparelho)、器具(Instrumento)、装置(Equipamento)、建築材(Materiais de Construção)の輸入に課税される PIS/CONFIS と国内市場向け販売へ課税される PIS/CONFINS の取立てを停止する。

上記 PIS/COFINS の取立て停止は物件と建築材が基礎設備工事に使用又は合体された後に税率を 0(ゼロ)にする。(Art. 3º, I e II)

B.- 同じ様に、税務奨励の供与が認められた法人がサービスの輸入又は国内市場向けのサービス提供した場合も上記 PIS/COFINS の税務恩典が与えられる。(Art. 4º)

C.- 上記奨励策の有効期限は計画書が承認された時点から 5 年間となっている。(Art. 5º)

最後に、現行 PIS/COFINS の 9,25%の税率から、今後機器あるはサービス提供等の応札は同奨励制度を利用できる業者は価格で約 10%近く優位とり、利用出来ない業者との差額が非常に大きく、落札の可能性が高くなる、同制度を最大利用して入札へ参加すべきと思う。

B.- 判例

1. - PIS/COFINS の課税対象金額 - IPI と ICMS の金額-その他

PIS/COFINS の課税対象額は納税者の総収入 (RECEITA BRUTA) と規定され、納税者の経理処理名目と関係なく、全ての収入額が課税対象となっている。

一方、IPI と ICMS の課税と支払い方式は、商品の販売者が発行する NOTA FISCAL に記載する IPI と ICMS 相当額(DEBITO)を購入者が負担し販売者へ支払い、販売者は同金額から商品を購入した際支払った税金額を差し引き(CRÉDITO)差額を連邦(IPI)あるは州納税局(ICMS)へ納入する。

この販売者が購入者から受けとた IPI と ICMS 相当金額は、各納税局へ支払う預かり金又は仮受金的な性質のもであり販売者の収入とは言えない。

しかし、租税法典(CODIGO TRIBUTÁRIO NACIONAL)に、ICMS は商取引金額の一部と見なす規定条文に基づき、連邦高等裁判所の判例(SUMULA N.º 68)は ICMS 相当額は PIS の課税対象との判決を下している。

本件について、在ポルトアレグレ、第 4 地域連邦地方裁判所の第一組は ICMS 金額を課税対象外とする判決(A.Civel 2006.71.08.009917-3/RS- RDDT N.º 147/148)を下したが、同裁判所の第二組は ICMS 金額は連邦高等裁判所の判例に基づき課税対象金額(Apel. MS n.º 2006.70.09.005554-1/PR- RDDT N.º 147 /156))と、全く違った内容の判決を下した。

IPI の金額は PIS/COFINS の課税対象外と規定されており問題がないが、全収入の定義内に ICMS 支払い向け預かり金を含むのか、今後は最高裁判所の本件に対する最終判断を待たざる得ない状況といえる。

同様にサービス契約書にサービス提供に関連する直接費用を依頼者が払い戻し、費用総額の 5%から 20%程度をサービス報酬としているケースがあるが、この費用の払い戻し金額も PIS/COFINS の課税対象となるのか、同様に市又は郡が徴収する ISS 税の課税対象となるの現時点では判断が難しい状況と言える。

Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno& Oshikiri Advogados
Tel.(011) 3068-2053
SP.01-04-08